| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| SUNSHINE ENGLISH COURSE 1<br>SUNSHINE ENGLISH COURSE 2<br>SUNSHINE ENGLISH COURSE 3 | 中　外国語 | 平成27年3月11日 | 新里　眞男ほか | 開隆堂 |
| TOTAL ENGLISH 1<br>TOTAL ENGLISH 2<br>TOTAL ENGLISH 3 | 中　外国語 | 平成27年3月11日 | 吉田　研作ほか | 学図 |
| NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition 1<br>NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition 2<br>NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition 3 | 中　外国語 | 平成27年3月11日 | 根岸　雅史ほか | 三省堂 |
| ONE WORLD English Course 1<br>ONE WORLD English Course 1 Essentials<br>ONE WORLD English Course 2<br>ONE WORLD English Course 2 Essentials<br>ONE WORLD English Course 3<br>ONE WORLD English Course 3 Essentials | 中　外国語 | 平成27年3月11日 | 松本　　茂ほか | 教出 |
| COLUMBUS 21 ENGLISH COURSE 1<br>COLUMBUS 21 ENGLISH COURSE 2<br>COLUMBUS 21 ENGLISH COURSE 3 | 中　外国語 | 平成27年3月11日 | 東後　勝明ほか | 光村 |
| SKILLFUL English Communication Ⅲ | 高　外国語 | 平成27年3月11日 | 大熊　昭信ほか | 啓林館 |

注　「目的とする学校・教科」の欄において、「中」とは中学校用教科用図書を表し、「高」とは高等学校用教科用図書を表す。

注　上記の教科書の発行者は、次のとおりである。

| 発行者の略称 | 発行者 | 代表者 | 住所 |
|---|---|---|---|
| 東書 | 東京書籍　株式会社 | 川畑　慈範 | 東京都北区堀船２―17―１ |
| 大日本 | 大日本図書　株式会社 | 波田野　健 | 東京都文京区大塚３―11―６ |
| 教図 | 教育図書　株式会社 | 佐久間ひとみ | 東京都千代田区神田小川町３―３―２ |
| 開隆堂 | 開隆堂出版　株式会社 | 大熊　隆晴 | 東京都文京区向丘１―13―１ |
| 学図 | 学校図書　株式会社 | 奈良　　威 | 東京都北区東十条３―10―36 |
| 三省堂 | 株式会社　三省堂 | 北口　克彦 | 東京都千代田区三崎町２―22―14 |
| 教出 | 教育出版　株式会社 | 小林　一光 | 東京都千代田区神田神保町２―10 |
| 教芸 | 株式会社　教育芸術社 | 市川かおり | 東京都豊島区長崎１―12―15 |
| 清水 | 株式会社　清水書院 | 渡部　哲治 | 東京都千代田区飯田橋３―11―６　清水書院サービス第２ビル |
| 光村 | 光村図書出版　株式会社 | 常田　　寛 | 東京都品川区上大崎２―19―９ |
| 帝国 | 株式会社　帝国書院 | 斎藤　正義 | 東京都千代田区神田神保町３―29 |
| 大修館 | 株式会社　大修館書店 | 鈴木　一行 | 東京都文京区湯島２―１―１ |
| 啓林館 | 株式会社　新興出版社啓林館 | 佐藤　徹哉 | 大阪府大阪市天王寺区大道４―３―25 |
| 数研 | 数研出版　株式会社 | 星野　泰也 | 東京都千代田区神田小川町２―３―３ |
| 日文 | 日本文教出版　株式会社 | 佐々木秀樹 | 大阪府大阪市住吉区南住吉４―７―５ |
| 学研 | 株式会社　学研教育みらい | 宮原　雄一 | 東京都品川区西五反田２―11―８ |
| 自由社 | 株式会社　自由社 | 加瀬　英明 | 東京都文京区水道２―６―３ |
| 育鵬社 | 株式会社　育鵬社 | 久保田榮一 | 東京都港区芝浦１―１―１浜松町ビルディング10階 |
| 学び舎 | 株式会社　学び舎 | 若木　久造 | 東京都立川市錦町３―１―３―605 |

## ○経済産業省告示第百十七号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第三条第五項の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針を次のように改定したので、同条第六項において準用する同条第一項の規定に基づき告示し、平成二十七年五月二十六日から施行する。

なお、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針を改定した件（平成二十年経済産業省告示第四十三号）は、平成二十七年五月二十五日限り、廃止する。

平成二十七年五月二十六日

経済産業大臣　宮沢　洋一

特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針

特定放射性廃棄物は、多量の放射性物質を含み、その放射能が高い、又はその放射能の減衰に長期間を要するものであり、それを発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、その対策を確実に進めることが不可欠である。

こうした特定放射性廃棄物の対策として、①将来世代の負担を最大限軽減するため、長期にわたる制度的管理（人的管理）に依らない最終的な処分を可能な限り目指す、②その方法としては、地下深部に設けられた最終処分施設に適切に埋設することにより、人間の生活環境から隔離して安全に最終的に処分する、いわゆる地層処分が現時点において最も有望である、という国際認識の下、各国において地層処分に向けた取組が進められている。我が国としても、科学的知見の蓄積を踏まえた継続的な検討を経て、地層処分することとしている。

最終処分事業は、国のエネルギー政策を推進していく上での最重要課題の一つであるとともに、長期にわたる事業であることから、安全性の確保を大前提としつつ、安定的かつ着実に進めていくことが必要である。また、概要調査地区、精密調査地区及び最終処分施設建設地（以下「概要調査地区等」という。）の選定や最終処分の実施を円滑に実現していくためには、概要調査地区等の選定に係る関係住民の理解と協力を得ること、及びその前提として国民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、事業の各段階における相互理解を深めるための活動や情報公開の徹底等を図る必要がある。特に、事業の実現が社会全体の利益であ